

Radiata Increase



FP2 級

2024 年 9 月

実技

個人資産相談業務

過去問解説

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容が無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[過去問解説]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



解答にあたっての注意

1. 試験問題については、特に指示のない限り、2024 年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
2. 問題は、【第1問】から【第5問】まであります。
3. 各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問 15》までとなっています。
4. 解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。
5. 解答は、解答用紙に記入してください。その際、漢字は楷書で、数字は算用数字で明瞭に記入してください。また、記号は判別できるよう明瞭に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問《問1》～《問3》に答えなさい。

《設 例》

X株式会社（以下、「X社」という）に勤務するAさん（48歳）は、妻Bさん（47歳）および長男Cさん（19歳）との3人暮らしである。Aさんは、65歳の定年までX社で働くつもりであり、今後の資金計画を検討するなかで、老後の生活資金等の準備をおきたいと考えるようになった。また、長男Cさんが2024年12月に20歳となるため、国民年金の学生納付特例制度について確認しておきたいと考えている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

〈Aさんとその家族に関する資料〉

(1) Aさん（1976年7月3日生まれ・48歳・会社員）

- ・ 公的年金加入歴：下図のとおり（65歳までの見込みを含む）
- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。
- ・ X社が実施している確定給付企業年金の加入者である。

20歳	22歳	65歳
国民年金 保険料未納期間 (33月)	厚生年金保険	
	被保険者期間 (48月)	被保険者期間 (459月)
	(2003年3月以前の 平均標準報酬月額30万円)	(2003年4月以後の 平均標準報酬額48万円)

(2) 妻Bさん（1977年6月21日生まれ・47歳・パートタイマー）

- ・ 公的年金加入歴：20歳から22歳までの大学生であった期間（34月）は国民年金の第1号被保険者として保険料を納付し、22歳からの4年間（48月）は厚生年金保険に加入。その後は、国民年金に第3号被保険者として加入している。
- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

(3) 長男Cさん（2004年12月4日生まれ・19歳・大学生）

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

※妻Bさんおよび長男Cさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※家族全員、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Aさんが、原則として 65 歳から受給することができる老齢基礎年金および老齢厚生年金の年金額(2024 年度価額)を計算した次の〈計算の手順〉の空欄①～④に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、計算にあたっては、《設例》の〈Aさんとその家族に関する資料〉および下記の〈資料〉に基づくこと。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

〈計算の手順〉

1. 老齢基礎年金の年金額(円未満四捨五入) (①)円
2. 老齢厚生年金の年金額
 - (1) 報酬比例部分の額(円未満四捨五入) (②)円
 - (2) 経過的加算額(円未満四捨五入) (③)円
 - (3) 基本年金額(上記「(1) + (2)」の額) □□□円
 - (4) 加給年金額(要件を満たしている場合のみ加算すること)
 - (5) 老齢厚生年金の年金額(④)円

〈資料〉

○老齢基礎年金の計算式(4分の1免除月数、4分の3免除月数は省略)

$$816,000円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{\text{保険料半額免除月数}}{\square} \times \frac{\square}{\square} + \frac{\text{保険料全額免除月数}}{\square} \times \frac{\square}{\square}}{480}$$

○老齢厚生年金の計算式(本来水準の額)

i) 報酬比例部分の額(円未満四捨五入) = ㉑ + ㉒

㉑ 2003年3月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times 2003\text{年}3\text{月以前の被保険者期間の月数}$$

㉒ 2003年4月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times 2003\text{年}4\text{月以後の被保険者期間の月数}$$

ii) 経過的加算額(円未満四捨五入) = 1,701円 × 被保険者期間の月数

$$- 816,000円 \times \frac{\text{1961年}4\text{月以後で}20\text{歳以上}60\text{歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480}$$

iii) 加給年金額 = 408,100円 (要件を満たしている場合のみ加算すること)

【答え】

①

『老齢基礎年金の年金額の計算』

●老齢基礎年金の計算方法

816,000 円×(保険料納付済み期間＋免除期間)÷480 月(40 年×12 ヶ月)

20歳	22歳		65歳
国民年金	厚生年金保険		
保険料未納期間 (33月)	被保険者期間 (48月)	被保険者期間 (459月)	
	(2003年3月以前の 平均標準報酬月額30万円)	(2003年4月以後の 平均標準報酬月額48万円)	

[本問の場合]

・老齢基礎年金の計算では、20 歳から 60 歳になるまでの 40 年間(480 月)の全期間保険料を納めれば、65 歳から満額の老齢基礎年金を受給できます。

・Aさんは20 歳から 22 歳まで 33 月未納期間があり、保険料納付済み月数へは算入しません。

つまり、480 月-33 月=447 月となります。

816,000 円×447 月/480 月=759,900 円

=759,900 円(円未満四捨五入)

②

『老齢厚生年金額の計算』

資料を参考にまずは報酬比例部分の年金額を求めます。

20歳	22歳	65歳
国民年金 保険料未納期間 (33月)	厚生年金保険	
	被保険者期間 (48月)	被保険者期間 (459月)
	(2003年3月以前の 平均標準報酬月額30万円)	(2003年4月以後の 平均標準報酬額48万円)

「報酬比例部分の計算方法」

[a]2023 年 3 月 以前

平均標準報酬額×7.125/1000×2003 年 3 月 以前の被保険者期間の月数

$$300,000 \text{ 円} \times 7.125/1000 \times 48 \text{ 月} = 102,600 \text{ 円}$$

[b] 2023 年 4 月 以後

平均標準報酬額×5.481/1000×2003 年 4 月 以後の被保険者期間の月数

$$480,000 \text{ 円} \times 5.481/1000 \times 459 \text{ 月} = 1,207,573.92 \text{ 円}$$

[a+b]

$$102,600 \text{ 円} + 1,207,573.92 \text{ 円} = 1,310,173.92 \text{ 円}$$

$$= 1,310,174 \text{ 円 (円未満四捨五入)}$$

③ ×:不適切

『経過的加算の計算』

●経過的加算の計算方法

$1,701 \text{ 円} \times \text{被保険者期間の月数} - 816,000 \text{ 円} \times (1961 \text{ 年以後で } 20 \text{ 歳以上 } 60 \text{ 歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数} / 480)$

- ・被保険者期間の月数は、48 月+459 月=507 月→上限 480 月となります。
 - ・1961 年以後で 20 歳以上 60 歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数は、60 歳から 65 歳までの 5 年分(60)月を差し引きます。
- 507 月-60 月=447 月

$1,701 \text{ 円} \times 480 \text{ 月} - 816,000 \text{ 円} \times 447 \text{ 月} / 480 \text{ 月} = 56,580 \text{ 円}$
=56,580 円(円未満四捨五入)

『老齢厚生年金の計算』

●加給年金の支給要件

厚生年金保険の被保険者期間が 20 年以上ある人が、65 歳到達時点で、その方に生計を維持されている配偶者または子(18 歳になって最初の 3 月 31 日まで)がいるときに加算されます。

A さんの厚生年金被保険者期間は 507 月(42 年)で 20 年を超えています。
また、妻 B さんは年下ですので、加給年金の対象です。

[老齢厚生年金の基本年金額]

老齢厚生年金の基本年金額=報酬比例部分+経過的加算+加給年金

老齢厚生年金の基本年金額

=1,310,174 円+56,580 円+408,100 円=1,774,854 円

したがって正解

①759,900 (円) ②1,310,174 (円) ③56,580 (円) ④1,774,854 (円)

《問2》 Mさんは、Aさんに対して、老後の年金収入を増やす方法として確定拠出年金の個人型年金(以下、「個人型年金」という)について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I 「個人型年金は、加入者の指図により掛金を運用し、その運用結果に基づく給付を受け取る制度です。個人型年金には、税制上の優遇措置が講じられており、支払った掛金は、その全額を所得税の(①)として総所得金額等から控除することができます。また、老齢給付金を年金で受給する場合、当該給付金は雑所得として所得税の課税対象となり、雑所得の金額の計算上、当該給付金に係る収入金額から公的年金等控除額を控除することができます。なお、国民年金の第3号被保険者である妻Bさんは、個人型年金に加入することが(②)」

II 「個人型年金は、原則として、60 歳になるまで資産を引き出すことができません。なお、60 歳から老齢給付金を受給するためには、通算加入者等期間が(③)年以上必要となります」

〈語句群〉

イ. 5 ロ. 10 ハ. 15 ニ. 20 ホ. できます ヘ. できません

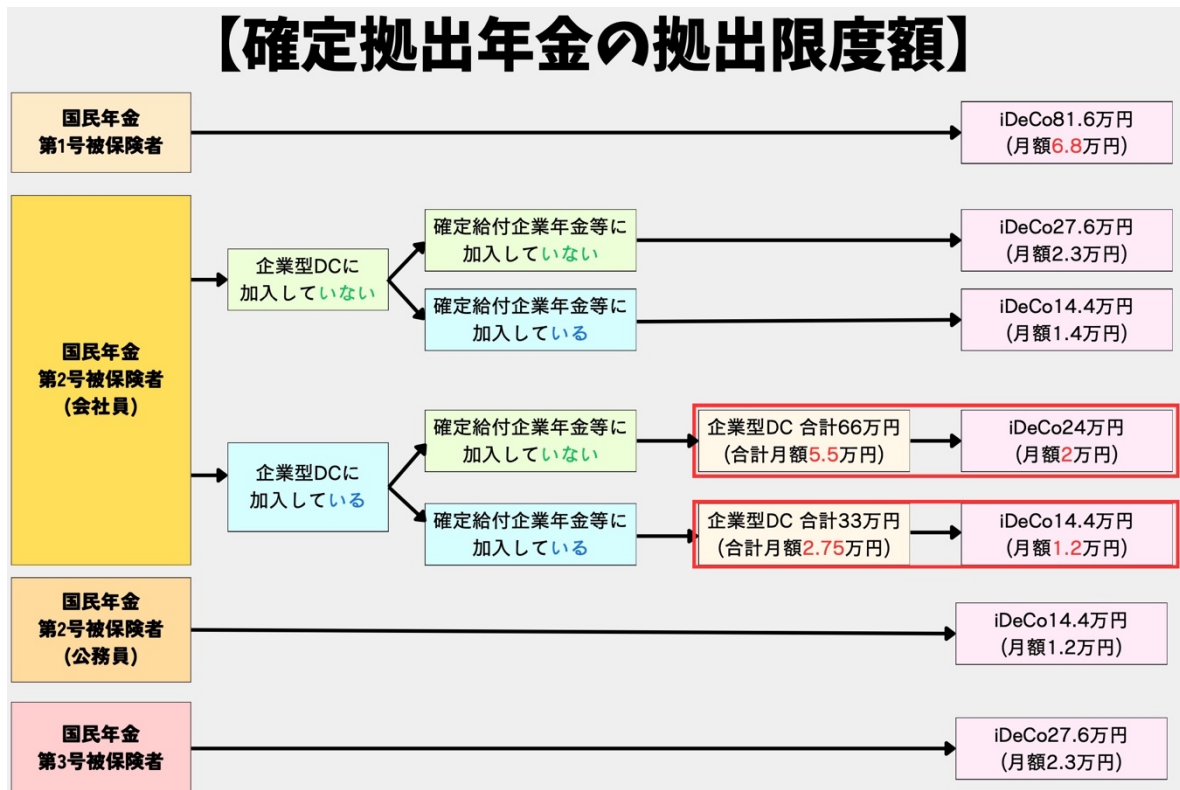
ト. 社会保険料控除 チ. 小規模企業共済等掛金控除 リ. 生命保険料控除

【答え】

① チ:小規模企業共済等掛金控除

個人型確定拠出年金の掛金は、全額、**小規模企業共済等掛金控除**となります。

② ホ:できます



国民年金第3号被保険者も加入することが**できます**。

掛金の拠出限度額は、年額 276,000 円です。

③ ロ:10

【iDeCoの受給可能年齢】

通算加入者等期間	受給可能となる年齢
10年以上	60歳から
8年以上	61歳から
6年以上	62歳から
4年以上	63歳から
2年以上	64歳から
1月以上	65歳から

個人型の老齢給付を 60 歳から受給するためには、通算加入者等期間が 10 年以上必要となります。

《問3》 Mさんは、Aさんに対して、国民年金の学生納付特例制度（以下、「本制度」という）について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「長男Cさんが、2024年12月以降の大学生である期間について本制度の適用を受けるためには、Aさんの前年所得が一定金額以下である必要があります」

②「本制度の適用を受けた期間について国民年金保険料の追納がない場合、その期間は老齢基礎年金の受給資格期間には算入されません。本制度の適用を受けた期間に係る保険料について追納することができるのは、追納の承認を受けた月の前10年以内とされています」

③「長男Cさんが本制度の適用を受け、その後、本制度の適用を受けた期間に係る保険料をAさんが長男Cさんの代わりに支払った場合、その支払った保険料は、所得税において、Aさんの社会保険料控除の対象となります」

【答え】

① ×:不適切

学生納付特例制度は、親や家族の所得要件はありません。

学生本人の所得が要件となります。

学生本人の前年の所得が基準以下の場合、国民年金保険料が納付猶予される制度です。

② ×:不適切

【免除期間の年金額への反映】

		老齢基礎年金 受給資格期間の算入	老齢基礎年金 年金額への反映		障害基礎年金 遺族基礎年金
			免除等の期間が 2009年3月までの場合の 反映率	免除等の期間が 2009年4月以降の場合の 反映率	受給資格期間への算入
法定免除(全額免除)		○	1/3	1/2	○
申請 免除	全額免除	○	1/3	1/2	○
	3/4免除	○	1/2	5/8	○
	半額免除	○	2/3	3/4	○
	1/4免除	○	5/6	7/8	○
学生納付特例		○	×		○
納付猶予制度		○	×		○
未納		×	×		×

学生納付特例は、老齢基礎年金の受給資格期間の算入にはされますが、と老齢基礎年金の年金額への反映はありません。

③ ○:適切

社会保険料控除は、本人だけではなく、生計を一にする配偶者や親族のために支払ったものも控除対象となります。

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問《問4》～《問6》に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（30歳）は、将来に向けた資産形成のため、株式や投資信託への投資を検討しており、銘柄を選ぶ際の留意点やNISAの成長投資枠およびつみたて投資枠の活用方法について知りたいと思っている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Mさんは、Aさんに対して、X社株式（東京証券取引所上場銘柄）およびY投資信託を例として、株式や投資信託に投資する際の留意点等について説明を行うことにした。

〈X社株式の情報〉

- ・株価 : 3,300円 ・発行済株式数 : 2億株
・決算期 : 2024年9月30日(月)(次回の配当の権利確定日に該当する)

〈X社の財務データ〉

(単位：百万円)

	90 期	91 期
資 産 の 部 合 計	920,000	960,000
負 債 の 部 合 計	300,000	320,000
純資産の部合計	620,000	640,000
売 上 高	700,000	780,000
営 業 利 益	65,000	70,000
経 常 利 益	70,000	72,000
当 期 純 利 益	48,000	50,000
配 当 金 総 額	15,000	16,000

※純資産の金額と自己資本の金額は同じである。

〈Y投資信託（公募株式投資信託）に関する資料〉

銘柄名 : 日経225インデックス (つみたて投資枠対象銘柄)

投資対象地域／資産： 国内／株式

対象インデックス : 日経平均株価

信託期間：無期限

基準価額 : 14,000円（1万口当たり）

決算日 : 年1回(3月5日)

購入時手数料 : なし

運用管理費用（信託報酬）：0.143%（税込）

信託財産留保額 : なし

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》《設例》の〈X社株式の情報〉および〈X社の財務データ〉に基づいて算出される次の①、②を求めなさい(計算過程の記載は不要)。〈答〉は、表示単位の小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までを解答すること。

- ① 91 期におけるROE(自己資本は 90 期と 91 期の平均を用いる)
- ② 91 期における配当利回り

【答え】

〈X社株式の情報〉

- ・株価 : 3,300円
- ・発行済株式数 : 2億株
- ・決算期 : 2024年9月30日(月)(次回の配当の権利確定日に該当する)

〈X社の財務データ〉

(単位:百万円)

	90期	91期
資産の部合計	920,000	960,000
負債の部合計	300,000	320,000
純資産の部合計	620,000	640,000
売上高	700,000	780,000
営業利益	65,000	70,000
経常利益	70,000	72,000
当期純利益	48,000	50,000
配当金総額	15,000	16,000

※純資産の金額と自己資本の金額は同じである。

① 7.94(%)

自己資本利益率(ROE)は、自己資本(純資産)に対して、どれだけ利益を上げたのかを表した指標でROEが高いほど、効率よく利益を上げていることになります。

$$\text{ROE}(\%) = \text{当期純利益} \div \text{自己資本(純資産)} \times 100$$

問題文に「自己資本は90期と91期の平均」を用いることとあります。

$$90\text{期と}91\text{期の自己資本(純資産)の平均} = (620,000 + 640,000) \div 2 = 630,000$$

$$91\text{期におけるROE} = 50,000\text{百万円} \div 630,000\text{百万円} \times 100$$

$$= 7.936\ldots \rightarrow 7.94\% (\text{小数点以下第3位四捨五入})$$

〈X社株式の情報〉

- ・株価 : 3,300円
- ・発行済株式数 : 2億株
- ・決算期 : 2024年9月30日(月)(次回の配当の権利確定日に該当する)

〈X社の財務データ〉

(単位:百万円)

	90期	91期
資産の部合計	920,000	960,000
負債の部合計	300,000	320,000
純資産の部合計	620,000	640,000
売上高	700,000	780,000
営業利益	65,000	70,000
経常利益	70,000	72,000
当期純利益	48,000	50,000
配当金総額	15,000	16,000

※純資産の金額と自己資本の金額は同じである。

② 2.42(%)

配当利回りは、株価に対し1年間でどれだけの配当を受けられるかを示した数値で、株価に対して何%の配当を出しているかを示します。

配当利回り=年間配当金÷発行済株式数÷株価×100

91期における配当利回り= (16,000百万円÷200百万株)÷3,300円×100
=2.424...→2.42%(小数点以下第3位四捨五入)

《問5》 Mさんは、Aさんに対して、X社株式を購入する際の留意点等について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「 X社株式のPBRは1倍を下回っていますが、PBRの1倍割れだけをもって割安と判断するのは注意が必要です。株式に投資する際は、他の投資指標とあわせて同業他社の数値と比較するなど、多角的な視点で検討することが望まれます」

②「NISAの成長投資枠では、X社株式のような上場株式のほか、上場投資信託(ETF)や毎月分配型の投資信託、社債などが対象商品とされており、その年間投資枠は 240 万円です」

③「 Aさんが、NISAの成長投資枠でX社株式を購入し、受け取った配当金を非課税とするためには、配当金の受取方法として株式数比例配分方式を選択しなければなりません」

【答え】

① ×:不適切

株価純資産倍率(PBR)

株価が1株当たりの純資産の何倍になっているかを表した指標です。

・PBRが高いほど割高・PBRが低いほど割安

$$\text{PBR(倍)} = \text{株価} \div 1\text{株当たり純資産(BPS)}$$

$$\text{BPS(1株当たり純資産)} = \text{純資産} \div \text{発行済株式数}$$

[本問の場合]

$$\text{PBR} = 3,300\text{円} \div (6,400\text{億円} \div 2\text{億株}) = 1.03125\text{倍}$$

「X社株式のPBRは1倍を下回っています」という説明は間違いです。
その他の説明は正しいです。

② ×:不適切

新NISA(2024年)の成長投資枠では、旧NISA(一般NISA)と比較して①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、高レバレッジ型および毎月分配型の投資信託等が除外されました。つまり投資枠に関しては、旧NISAと投資対象は同じ。

また社債はNISAの投資対象外です。

③ ○:適切

NISA口座は、株式数比例配分方式(証券口座での受取り)を選択しなければ非課税になりません。

《問6》 Mさんは、Aさんに対して、Y投資信託を購入する際の留意点等について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「 運用管理費用(信託報酬)は、投資信託の保有期間中、信託財産から日々差し引かれる費用です。一般に、Y投資信託のようなインデックス型の投資信託は、アクティブ型の投資信託よりも運用管理費用(信託報酬)が低い傾向があります」

② 「 NISAのつみたて投資枠の対象商品のなかには、Y投資信託のようなインデックス型の投資信託だけでなく、アクティブ型の投資信託もあります」

③ 「 NISAの非課税保有限度額は、1,800 万円です。そのうち成長投資枠は 1,200 万円、つみたて投資枠は 600 万円とされているため、つみたて投資枠のみで 600 万円を超える金額の投資信託を購入し、保有することはできません」

【答え】

① ○:適切

インデックス運用は、ベンチマークに連動するように設計されています。

アクティブ運用は、ベンチマークを上回ることを目指します。

インデックス運用はアクティブ運用と比べて運用管理費用が低い傾向にあります。

② ○:適切

[つみたて NISA の投資対象要件]

- ・信託契約期間が無期限または 20 年以上あること
- ・分配頻度が毎月でないこと
- ・ヘッジ目的の場合等を除きデリバティブ取引による運用を行っていないことなど

つみたて NISA でも、アクティブ型は投資対象です。

③ ×:不適切

『新 NISA(2024 年以降)のポイント』

- ・非課税保有期間の無期限化
- ・口座開設期間の恒久化(無期限)
- ・つみたて投資枠と成長投資枠の併用が可能。
- ・非課税保有限度額は、全体で 1,800 万円。(成長投資枠は 1,200 万円)
- ・年間投資枠の拡大(つみたて投資枠:年間 120 万円、成長投資枠:年間 240 万円、合計最大年間 360 万円まで投資が可能)
- ・2023 までの NISA では売却時に投資枠が復活しませんが、新 NISA では売却分の非課税保有限度額が再利用可能。

[本問の場合]

つみたて投資枠の限度額は 600 万円ではありません。

非課税保有限度額は、全体で 1,8000 万円となります。

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問《問7》～《問9》に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（40歳）は、妻Bさん（42歳）、長女Cさん（14歳）および母Dさん（68歳）との4人家族である。Aさんは、住宅ローンを利用して2024年9月に新築マンションを取得し、同年中に入居した。

〈Aさんとその家族に関する資料〉

Aさん （40歳） ： 会社員
妻Bさん （42歳） ： パートタイマー。2024年中に給与収入90万円を得ている。
長女Cさん（14歳） ： 中学生。2024年中の収入はない。
母Dさん （68歳） ： 2024年中の収入は、公的年金の老齢給付のみであり、その収入金額は70万円である。

〈Aさんの2024年分の収入に関する資料〉

給与収入の金額 ： 900万円

〈Aさんが取得した新築マンションに関する資料〉

取得価額 ： 5,000万円
土地 ： 40㎡（敷地利用権の割合相当の面積）
建物 ： 75㎡（専有部分の床面積）
資金調達方法 ： 自己資金3,000万円、銀行からの借入金2,000万円
住宅ローン ： 2024年12月末の借入金残高1,980万円、返済期間25年、元利均等返済
留意点 ： 当該マンションは、認定長期優良住宅に該当する。また、住宅借入金等特別控除の適用要件は、すべて満たしている。

※妻Bさん、長女Cさんおよび母Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Aさんとその家族の年齢は、いずれも2024年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 住宅借入金等特別控除(以下、「本控除」という)に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「住宅ローンを利用して新築住宅を取得し、2024 年中に居住した場合、所定の要件を満たせば、居住の用に供した年分以後、最大で(①)年間、本控除の適用を受けることができます。なお、Aさんが新築マンションに入居した2024 年以後、合計所得金額が(②)万円を超える年があった場合、その年分については本控除の適用を受けることができません。また、本控除の対象となる住宅借入金等は、契約において償還期間等が(③)年以上であることが要件とされているため、Aさんが当該マンションに係る住宅ローンについて繰上げ返済を行い、返済期間が当初の契約により定められていた最初に償還した月から(③)年未満となった場合は、その年分以降について本控除の適用を受けることができません」

〈数値群〉

イ. 5 ロ. 10 ハ. 13 ニ. 15 ホ. 20 ヘ. 1,000 ト. 1,500
チ. 2,000

【答え】

住宅ローン控除の適用条件(すべて満たす必要があります)
・返済期間(償還期間)が 10 年以上の住宅ローンであること (新築住宅および買取再販住宅の場合、13 年間)
・住宅の床面積が 50 m ² 以上(一定条件の場合 40 m ² 以上)で、そのうち 1/2 が居住用に供されていること。
・控除の適用を受ける年の合計所得が 2,000 万円以下であること。 (2024 年までに建築確認を受けた新築住宅の場合は 40 m ² 以上 50 m ² 未満の場合、合計所得金額が 1,000 万円以下)
・取得日から 6 か月以内に住み始め、適用を受ける各年の 12 月 31 日まで引き続き居住していること
・居住の用に供した年とその前後 2 年ずつの 5 年間に以下の適用を受けていないこと 「居住用財産の 3,000 万円特別控除の特例」 「居住用財産の軽減税率の特例」 「特定の居住用財産の買換え特例」

① ハ:13(年間)

新築住宅および買取再販住宅の場合は、住宅ローン控除が13年間受けられます。

② チ:2,000(万円)

控除の適用を受ける年の合計所得が 2,000 万円以下であること。

③ ロ:10(年)

償還期間が 10 年未満となった場合、控除は受けられません。

《問8》 住宅借入金等特別控除に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「Aさんは、2024 年分の所得税において、住宅ローンに係る年末残高証明書等を所定の期日までに勤務先に提出することにより、年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます」

②「住宅借入金等特別控除の控除額がその年分の所得税額から控除しきれない場合、その控除しきれない金額については、翌年以後、3年間にわたって各年の所得税額から控除することができます」

③「転勤等のやむを得ない事由によりAさんが単身赴任で転居した場合、妻Bさんや長女Cさん、母Dさんが引き続きマンションに居住していたとしても、単身赴任後は住宅借入金等特別控除の適用を受けることができません」

【答え】

① ×:不適切

住宅ローン控除を受ける場合、給与所得者は1年目分の確定申告が必要です。2年目以降は年末調整で控除できます。

② ×:不適切

住宅ローン控除の控除額がその年分の所得税額から控除しきれない場合、その控除しきれない金額については、一定額を上限として、翌年の住民税から控除することができます。それでも控除しきれなかった分はなかったものとして扱われます。

③ ×:不適切

[転勤と住宅ローン控除]

家屋の所有者が、転勤等のやむを得ない事情により、その住宅の取得等の日から6か月以内にその者の居住の用に供することができない場合や年末まで引き続き居住することができない場合もあります。

このような場合であっても、一定の要件を満たす場合に限り、住宅ローン控除の適用を受けることができます。

《問9》 Aさんの 2024 年分の所得税額を計算した下記の表の空欄①～④に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、総所得金額の計算上、Aさんが所得金額調整控除の適用対象者に該当している場合、所得金額調整控除額を控除すること。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

(a) 総所得金額		(①) 円
	社会保険料控除	□□□円
	生命保険料控除	□□□円
	地震保険料控除	□□□円
	配偶者控除	(②) 円
	扶養控除	(③) 円
	基礎控除	□□□円
(b) 所得控除の額の合計額		2,800,000円
(c) 課税総所得金額 ((a) - (b))		□□□円
(d) 算出税額 ((c) に対する所得税額)		□□□円
(e) 税額控除 (住宅借入金等特別控除)		(④) 円
(f) 差引所得税額		□□□円
(g) 復興特別所得税額		□□□円
(h) 所得税および復興特別所得税の額		□□□円

〈資料〉 給与所得控除額

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	
～	180	収入金額×40%－10万円 (55万円に満たない場合は、55万円)
180	～ 360	収入金額×30%＋8万円
360	～ 660	収入金額×20%＋44万円
660	～ 850	収入金額×10%＋110万円
850	～	195万円

【答え】

① 7,000,000(円)

給与所得=給与金額-給与所得控除

『所得金額調整控除』

一定の給与所得者の総所得金額を計算する場合に、一定の金額を給与所得の金額から控除するものを言います。

[適用対象](下記のいずれかに該当する場合)

- ・年齢 23 歳未満の扶養親族を有する者
- ・本人が特別障害者に該当する者
- ・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

[所得金額調整控除額]

{給与等の収入金額(1000 万円超の場合は 1,000 万円)-850 万円}×10%=控除額

・A さんの場合

給与収入 900 万円-850 万円×10%=5 万円

給与所得=給与収入-給与所得控除-所得金額調整控除

=900 万円-195 万円-5 万円

=700 万円

② 380,000(円)

●配偶者控除…生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下で納税者本人の所得が1,000万円以下である場合に適用。

控除を受ける納税者本人の 合計所得金額	控除額	
	一般の控除対象 配偶者	老人控除対象配偶者 (70歳以上)
900万円以下	38万円	48万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円

Aさんの合計所得金額は900万円以下で、妻Bさんは70歳未満なので、一般控除対象配偶者なので、38万円の控除となります。

③ 380,000(円)

●扶養控除…扶養親族の合計所得金額が48万円以下である場合、配偶者以外の親族は、一定金額の所得控除が受けられます。

	対象者	控除額
一般扶養者	扶養家族で 16歳以上70歳未満	38万円
特定扶養者	扶養家族で 19歳以上23歳未満	63万円
老人扶養者	扶養家族で 70歳以上	同居親族→58万円 それ以外→48万円

Aさんの家族のうち母Dさん(68歳)が扶養控除の対象です。
一般扶養者として38万円の控除となります。

③ 138,600(円)

住宅ローン控除額は、その年の年末時点における住宅ローン残高×0.7%です。2024年12月末の借入金残高は1,980万円です。

1,980万円×0.7%=138,600円

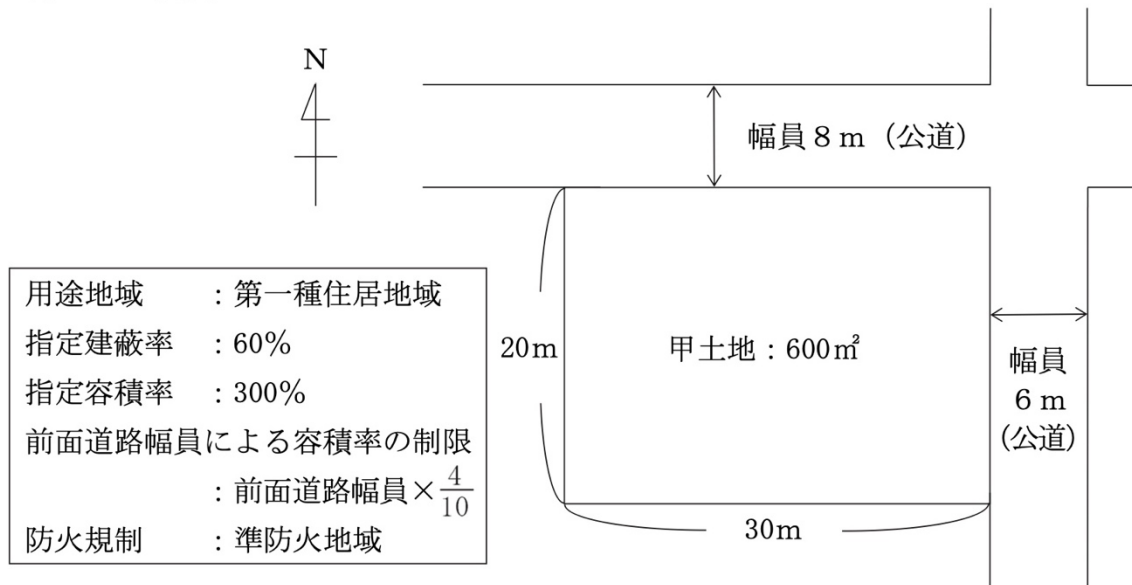
【第4問】 次の設例に基づいて下記の各問《問 10》～《問 12》に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（50歳）は、1年前に父親の相続（単純承認）により取得した甲土地（600㎡）を所有している。甲土地は、Aさんの父親が50年前に取得した土地であり、月極駐車場として賃貸しているが、収益性は高くない。なお、Aさんの父親の相続において、法定相続人はAさんのみであり、相続に係る申告・納税等の手続は完了している。

Aさんが甲土地の売却を検討していたところ、不動産会社を通じて、スーパーを経営するX社から「甲土地に新規出店させていただきませんか。Aさんには、建設協力金方式による有効活用をご検討いただきたいと思います」との提案を受けた。

〈甲土地の概要〉



- ・ 甲土地は、建蔽率の緩和について特定行政庁が指定する角地である。
- ・ 指定建蔽率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。
- ・ 特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

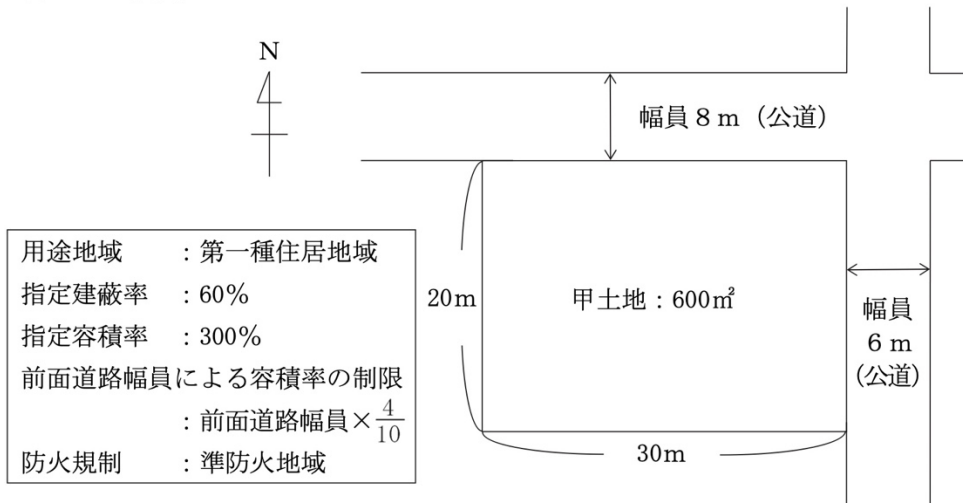
※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 10》 甲土地上に耐火建築物を建築する場合における次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい(計算過程の記載は不要)。

- ① 建蔽率の上限となる建築面積
- ② 容積率の上限となる延べ面積

【答え】

〈甲土地の概要〉



・甲土地は、建蔽率の緩和について特定行政庁が指定する角地である。

① 480(m²)

● 建築面積の上限=敷地面積×建ぺい率

[建ぺい率の上限が緩和される場合]

防火地域内にある耐火建築物	プラス10%
準防火地域の耐火・準耐火建築物	プラス10%
特定行政庁が指定する角地	プラス10%
建ぺい率が80%とされている地域内で、防火地域内になる耐火建築物	建ぺい率100 (建ぺい率の制限なし)

[本問の場合]

建ぺい率が 80%とされている地域内で、防火地域内になる耐火建築物を建築する場合、建ぺい率の制限は適用されませんので、100%で計算します。

建築面積の上限=600 m²×80%=480 m²

したがって① 建蔽率の上限となる建築面積は480m²となります。

② 1,800(m²)

容積率の上限となる延べ面積

容積率は、敷地面積に対する延べ面積(各階の床面積の合計)の割合のことを言います。

[計算式]

延べ面積=敷地面積×容積率

[容積率の制限]

容積率は、前面道路の幅員によって制限を受けます。

前面道路が2つ以上ある場合は、最も幅の広いものが道路の前面道路となります。

[前面道路の幅員による容積率]

・前面道路の幅員が12m以上の場合の容積率は「指定容積率」となります。

・前面道路の幅員が12m未満の場合の容積率

住居系用途地域・・・前面道路の幅員×4/10

その他の用途地域・・・前面道路の幅員×6/10

12m未満の場合は、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数(4/10または6/10)」のいずれか、小さい方が限度となります。

●本問では、

道路は6mと8mありますが、幅の広い7mが前面道路となります。

前面道路8m×4/10=320%

指定容積率は300%で、小さい方を限度としますので300%となります。

延べ面積の上限=600m²×300%=1,800m²

② 容積率の上限となる延べ面積は、1,800m²

したがって正解は、① 480(m²) ② 1,800(m²)

《問 11》 甲土地の売却に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「甲土地の売却にあたって宅地建物取引業者と専任媒介契約を締結する場合、当該契約の有効期間は2カ月を超えることができませんが、当該契約の有効期間内に甲土地の買主が見つからなかったときは、契約を更新することができます」

②「甲土地の売却に係る譲渡所得の金額の計算上、取得費は、原則として、Aさんの父親が甲土地を取得した際の購入代金や購入手数料等の合計額となりますが、その金額が不明である場合、甲土地の売却価額の10%相当額を取得費とすることができます」

③「甲土地の売却に係る譲渡所得の金額の計算上、『相続財産に係る譲渡所得の課税の特例』（相続税の取得費加算の特例）の適用を受けるためには、甲土地を相続開始のあった日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までの間に譲渡する必要があります」

【答え】

① ×:不適切

		一般媒介契約	専任媒介契約	専属専任媒介契約
依頼主側	複数社と契約	○	×	×
	自己発見取引	○	○	×
業者側	依頼者への業務報告義務	なし	2週間に1回以上	1週間に1回以上
	指定流通機構への登録義務	なし	契約日から7日以内	契約日から5日以内
契約の有効期限		規制なし	3ヶ月以内	3ヶ月以内

専任媒介契約の有効期間は3ヶ月以内です。

② ×:不適切

取得費が不明な場合や実際の取得費が収入金額の5%より少ない場合は、収入金額の5%を取得費とすることができます。(概算取得費)

③ ○:適切

相続税の取得費加算の特例は、相続の申告期限から3年(相続開始日から3年10ヶ月以内)に相続財産を売却した場合、相続税額の一部を取得費に加算することで、譲渡所得税の負担を軽減することができる特例です。

《問 12》 建設協力金方式の一般的な特徴等に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「建設協力金方式は、AさんがX社から建設資金の一部または全部を借り受けて、X社の要望に沿った店舗を建設し、その店舗をX社に賃貸する手法です。Aさんが借り受けた建設資金は、通常、賃料の一部で返済していくことになります」

②「建設協力金方式では、建設した店舗に係る固定資産税の納税義務はX社が負い、甲土地に係る固定資産税の納税義務はAさんが負うことになります」

③「建設協力金方式では、AさんがX社に店舗を賃貸した後、その賃貸期間中にAさんの相続が開始した場合、相続税額の計算上、店舗は貸家として評価され、甲土地は貸宅地として評価されます」

【答え】

① ○:適切

建設協力金方式

(入居予定のテナントに建物の建設費を出してもらう方式)

概要	建物は土地所有者が建設し、その建物に入居予定のテナントから貸与された保証金等を建設資金の一部または全部に充当して建物を建設する方式です。建設完了後、テナントから保証金を差し引いた賃料を受け取ります。
----	---

② ×:不適切

建設協力金方式は、土地と建物の名義はどちらも土地所有者となりますので、固定資産税の納付義務は、土地所有者となります。

Aさんは、建物と土地にかかる固定資産税の納税義務を負います。

③ ×:不適切

建物は貸家・土地は貸家建付地として評価されます。

貸宅地ではありません。

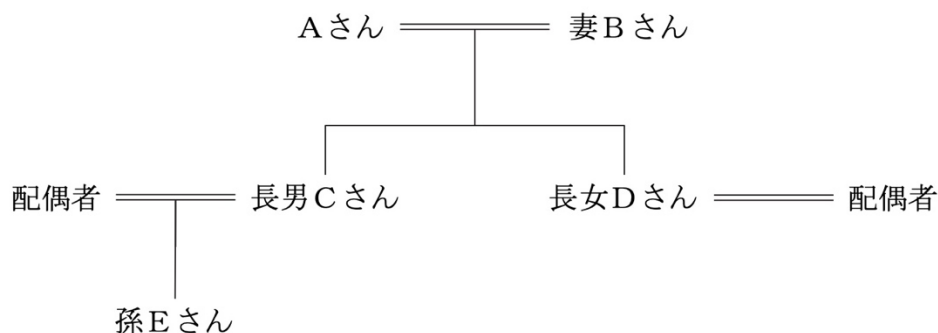
【第5問】 次の設例に基づいて下記の各問《問 13》～《問 15》に答えなさい。

《設 例》

非上場会社であるX株式会社（以下、「X社」という）の代表取締役社長であるAさん（67歳）は、自宅で妻Bさん（62歳）および長男Cさん（40歳）家族と同居している。Aさんは、3年後をめどにX社の専務取締役である長男Cさんに事業を承継する予定であり、将来、長男CさんにはX社株式のすべてを取得させ、妻Bさんには自宅および相応の現預金等を相続させようと考えているが、長男Cさんと長女Dさん（36歳）が遺産分割でもめてしまうのではないかと心配している。

また、Aさんは、長女Dさんから、「マンションの購入資金を援助してほしい」と頼まれており、資金援助を検討している。

〈Aさんの親族関係図〉



〈Aさんの主な所有財産（相続税評価額）〉

現預金等	:	5,500万円
X社株式	:	1億6,000万円
自宅敷地（350㎡）	:	7,000万円（注）
自宅建物	:	1,500万円
合計		3億円

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 13》 Aさんの相続に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I 「遺言により、自宅および現預金等を妻Bさん、X社株式を長男Cさんに相続させた場合、長女Dさんの遺留分を侵害するおそれがあります。仮に、遺留分を算定するための財産の価額を3億円とした場合、長女Dさんの遺留分の金額は、(①)万円となります」

II 「遺言は、自筆証書遺言や公正証書遺言などの種類によって作成方式が異なっており、公正証書遺言の作成にあたっては、証人2人以上の立会いが必要とされています。仮に、Aさんの公正証書遺言を作成する場合、妻Bさんおよび長男Cさんは証人となることが(②)。なお、作成した公正証書遺言は、Aさんの相続開始後、家庭裁判所における検認が(③)です」

III 「妻Bさんが自宅建物とその敷地を相続により取得し、当該敷地(相続税評価額 7,000 万円)について、特定居住用宅地等として限度面積まで『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた場合、相続税の課税価格に算入すべき当該敷地の価額は(④)万円となります」

〈語句群〉

イ. 1,400 ロ. 1,720 ハ. 1,875 ニ. 3,500 ホ. 3,750 ヘ. 7,500

ト. できます チ. できません リ. 必要 ヌ. 不要

【答え】

① ホ: 3,750

遺留分とは、民法で定められている一定の相続人が最低限相続できる財産のことをいいます。

遺留分の権利者は、配偶者、子、父母です。

法定相続人の第3順位の兄弟姉妹には遺留分はありません。

[遺留分の割合]

遺留分権利者が 直系尊属のみの場合	遺留分権利者が 直系尊属以外の場合
遺留分= 被相続人の財産×1/3	遺留分= 被相続人の財産×1/2

[本問の場合]

●法定相続人/法定相続分

- ・妻Bさん:法定相続分1/2
- ・長男Cさん:法定相続分1/4
- ・長女Dさん:法定相続分1/4

直系尊属以外の場合に該当するので、遺留分=被相続人の財産×1/2となります。

遺留分全体の額:3億円×1/2=1.5億円

長女Dさんの遺留分の額:1.5億円×1/4=3,750万円

② チ：できません

自筆証書遺言	遺言者が遺言の「全文、日付、氏名」を自書します。財産目録に関してはパソコン等での作成も認められます。	不要	必要 (自筆証書遺言保管制度を利用し、 法務局 に保管した場合は検認 不要)
公正証書遺言	公証人2名以上の立会いのもと、遺言者が口述し、公証人が筆記します。	2人以上	不要

●公正証書遺言の証人になれない人(欠格者)

- ・未成年者
- ・推定相続人
- ・受遺者(財産をもらう人)
- ・これらの配偶者および直系血族(祖父母、父母、子、孫)

Aさんの公正証書遺言を作成する場合、妻Bさんと長男Cさんは推定相続人となるため、証人になることはできません。

③ ヌ：不要

検認とは、遺言書の偽造等を防止するための手続きで家庭裁判所が遺言書の内容を確認することです。

公正証書遺言の原本は、公証役場で保管されるため、偽造などの恐れがありませんので、検認は**不要**です。

④ ロ: 1,720

●小規模宅地の特例

[限度面積・減額割合]

区分		限度面積	減額割合
居住用	特定居住用宅地	330㎡	80%
事業用	特定事業用宅地	400㎡	80%
	特定同族会社事業用 宅地	400㎡	80%
	貸付事業用宅地	200㎡	50%

本特例の評価減額=相続税評価額×限度面積/敷地面積×減額割合
=7,000万円×330㎡/350㎡×80%=5,280万円

算入すべき価額=7,000 万円-5,280 万円=1,720 万円

《問 14》「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」（以下、「本制度」という）に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「本制度の適用を受けるためには、取得等した住宅用家屋の床面積が 50 m²以上 200 m²以下でなければならない、また、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものである必要があります」

②「長女Dさんが、Aさんおよび妻Bさんのそれぞれから住宅取得等資金の贈与を受けてマンションを購入し、本制度の適用を受ける場合、当該マンションが一定の省エネ等住宅に該当するときは、Aさんおよび妻Bさんから贈与を受けた資金について、それぞれ 1,000 万円を限度として贈与税が非課税となります」

③「長女Dさんが、Aさんから贈与を受けた住宅取得等資金について本制度の適用を受け、その後、Aさんの相続が開始した場合、本制度の適用を受けたことにより贈与税が非課税とされた金額を相続税の課税価格に加算する必要はありません」

【答え】

① ×:不適切

[直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税]

父母・祖父母など直系尊属から贈与により、自己の居住用の家屋の新築、取得または増改築等の対価に当てるための金銭を取得した場合、一定の要件を満たす場合、非課税限度額まで贈与税が非課税となる制度です。

要件の1つ

・新築または取得の住宅用の家屋の登記簿上の床面積が40㎡以上(合計所得金額が1,000万円超の受贈者は50㎡)240㎡以下でかつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が受贈者の居住用であること

② ×:不適切

一定の省エネ基準を満たした住宅の取得資金の贈与について、贈与者の人数に関わらず、非課税限度額は 1,000 万円となります。

よって、「それぞれから 1,000 万円」という説明は不適切となります。

③ ○:適切

本特例の適用を受けた非課税金額は、生前贈与加算の対象外ですので、相続税の課税価格に加算する必要はありません。

《問 15》現時点(2024 年9月8日)において、Aさんの相続が開始した場合における相続税の総額を試算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、課税遺産総額(相続税の課税価格の合計額－遺産に係る基礎控除額)は2億円とし、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

(a) 相続税の課税価格の合計額		□□□万円
(b) 遺産に係る基礎控除額		(①) 万円
課税遺産総額 ((a)－(b))		2 億円
	相続税の総額の基となる税額	
	妻Bさん	□□□万円
	長男Cさん	(②) 万円
	長女Dさん	□□□万円
(c) 相続税の総額		(③) 万円

〈資料〉相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超	万円以下			
	～	1,000	10%	—
1,000	～	3,000	15%	50万円
3,000	～	5,000	20%	200万円
5,000	～	10,000	30%	700万円
10,000	～	20,000	40%	1,700万円

【答え】

① 4,800(万円)

[遺産にかかる基礎控除額の算出方法]

3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人の数

本問の場合には、妻 B さん、長男 C さん、長女 D さんの 3 名です。

3,000 万円 + 600 万円 × 3 人 = ①4,800 万円

② 800(万円)

課税遺産総額: 2 億円

[相続人の範囲と順位、法定相続分]

配偶者のみ		相続分すべて		
順位	範囲	法定相続分	配偶者	配偶者なし
第1順位	子	1/2で均等分	1/2	すべてを均等
第2順位	直系尊属	1/3で均等分	2/3	すべてを均等
第3順位	兄弟姉妹	1/4で均等分	3/4	すべてを均等

●法定相続人・法定相続分

- ・妻Bさん: 法定相続分1/2
- ・長男Cさん: 法定相続分1/4
- ・長女Dさん: 法定相続分1/4

[課税遺産総額を法定相続分で分配]

・妻 B さん法定相続分の相続税
2 億円 × 1/2 = 1 億円

・長男 C さん法定相続分の相続税
2 億円 × 1/4 = 5,000 万円

・長女 D さん法定相続分の相続税
2 億円 × 1/4 = 5,000 万円

[各人の相続税額]

・妻 B さん

$1 \text{ 億} \times 30\% - 700 \text{ 万円} = 2,300 \text{ 万円}$

・長男 C さん

$5,000 \text{ 万円} \times 20\% - 20 \text{ 万円} = \textcircled{2} 800 \text{ 万円}$

・長女 D さん

$5,000 \text{ 万円} \times 20\% - 20 \text{ 万円} = 800 \text{ 万円}$

③ 3,900(万円)

[相続税の総額]

$2,300 \text{ 万円} + 800 \text{ 万円} + 800 \text{ 万円} = \textcircled{3} 3,900 \text{ 万円}$

したがって正解は、

① 4,800(万円)

② 800(万円)

③ 3,900(万円)